

令和4年度

# 主要施策補正予算説明書

(5月専決処分)

みよし市

# 目 次

## 1 一般会計

### (1) 主要な施策の説明

民生費 ..... 1

衛生費 ..... 3

# 1 一般会計

# 令和4年度5月専決処分 事業別一覧

会計 01 一般会計

(単位：千円)

款	項	目	大	中	小	事業名	予算額	所属	主要施策 ページ
03	02	01	01	01	37	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	49,650	子育て支援課	1
04	01	02	11	01	13	予防接種事業	207,096	健康推進課	3

主要施策補正予算説明書

款	03 民生費	項	02 児童福祉費	目	01 児童福祉総務費		
小 事業名		低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業					
施策の体系		評価外					
		評価外					
補正前予算額		今回補正額	補正後額	増加率	【新規】		
0 千円		49,650 千円	49,650 千円	皆増			
補正額の 財源 内訳	国庫支出金	県支出金	市債	使用料・手数料	分担金・負担金	その他	一般財源
	49,650 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

補正予算の説明

1 事業名

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

2 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し生活の支援を行うため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

3 補正予算の必要性

新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計は悪化しています。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯の生活の安定を図るため、特別給付金を早期に支給する必要があります。

4 主な執行予定経費

区分	内容	事業費	備考
委託料	総合福祉システム改修業務委託	2,600千円	新規
負担金	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	45,000千円	新規

5 その他

【給付額】

児童1人当たり一律5万円

【支給対象者】

(1) 低所得のひとり親世帯

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者

(2) その他低所得の子育て世帯

- ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
  - ② (2)－①のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児は20歳未満))の養育者で、次のいずれかに該当する者
    - ア 令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
    - イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者
- ※令和4年4月以降、令和5年2月末までに生まれる新生児も対象とする。

【スケジュール】

5月下旬 総合福祉システム改修

6月中旬 通知文発送(支給対象者(1)－①、(2)－①)

6月中 給付金支給(支給対象者(1)－①、(2)－①)

※上記以外の支給対象者には、可能な限り早期に支給

作成課【子育て健康部 子育て支援課】

事務事業番号

010137

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業におけるSDGsの取組



主要施策補正予算説明書

款	04 衛生費	項	01 保健衛生費	目	02 予防費			
<b>小 事業名</b>		<b>予防接種事業</b>						
施策の体系		安心して子どもを産み、育てられる環境にしよう 子育て支援						
補正前予算額		今回補正額		補正後額		増加率		【拡充】
757,658 千円		207,096 千円		964,754 千円		27.3 %		
補正額の 財源 内訳	国庫支出金	県支出金	市債	使用料・手数料	分担金・負担金	その他	一般財源	
	207,096 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	

補正予算の説明

1 事業名

新型コロナウイルスワクチン接種(追加接種)体制確保事業

2 概要

令和4年4月28日の自治体説明会で、新型コロナウイルスワクチンの追加接種(4回目接種)の実施についての方針が国から示されたため、本市も国の方針に基づき、順次実施する必要があります。

追加接種の対象者は、60歳以上の者、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者で少なくとも3回目接種から5か月以上経過した者に、1回追加接種を行います。

3 補正予算の必要性

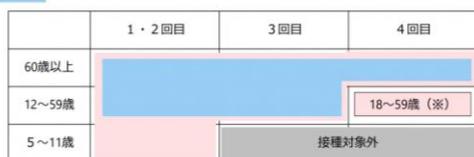
5月下旬に関係省令等が改正予定であり、3回目接種から概ね5か月後に追加接種が行えるよう、迅速に接種体制を整える必要があります。

4 主な執行予定経費

区分	内容	事業費	備考
消耗品費	新型コロナウイルスワクチン接種消耗品	3,320千円	拡充
印刷製本費	クーポン券、封筒、予診票、案内文等印刷	748千円	
賄いの食糧費	生活支援品等	4,341千円	新規
通信運搬費	クーポン券、接種済証明郵送料	1,381千円	拡充
手数料	支払い手数料(広域化接種分)	510千円	
委託料	臨時予防接種業務委託	62,720千円	
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務委託	121,310千円	
負担金	さんさんバス運賃助成	340千円	拡充
	市民病院(夜間・土日等開催分)負担金	12,426千円	

5 その他(概要図等)

- ・・・接種勧奨(予防接種法第8条)：全ての接種対象者
- ・・・努力義務(予防接種法第9条)：1～3回目は12歳以上、4回目は60歳以上



※ 4回目接種においては、60歳未満の者については、18歳以上で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者のみを対象とする見込みであり、当該範囲において、接種勧奨規定が適用されることとなる。

作成課【子育て健康部 健康推進課】

事務事業番号

110113

予防接種事業におけるSDGsの取組

